医療法人の内部管理体制のイメージ

医療法人社団(案)

監事(監査機関)

- ...1人以上(§46-2,1)
- ...社員の中から選任(社員以外からも可)
- ...理事又は職員との兼任禁止(§48)
- ...民法59条に規定する職務
- …任期2年

選任 不整の廉の報告 (又は主務官庁あて) 理事長が招集(又は社員の1/3以上、監事の要求)

社員総会(議決機関)

- ...1人医師医療法人では3名以上
- …社員総会の承認により社員となる (社員の資格として、法人への出資が求め られるものではない。)

株式会社など営利を目的とする法人は社員 になることができないものとする。

認定医療法人が社員となることができるものとする。

理事長が招集(又は理事の1/3以上の要求)

常務理事 …常務を処理

理事会 (執行機関)

法人財産、

状況監査

選仟

業務執行の

理事長(§46-3)

- ...理事の互選
- ...原則、医師又は歯科医師
- …理事長のみに代表権
- (業務を総理)
- ...理事は原則、3人以上(§46-2,1)
- ...社員の中から選任(社員以外からも可)
- ...原則、管理者は理事に加えなければいけない(§47)
- ...任期2年

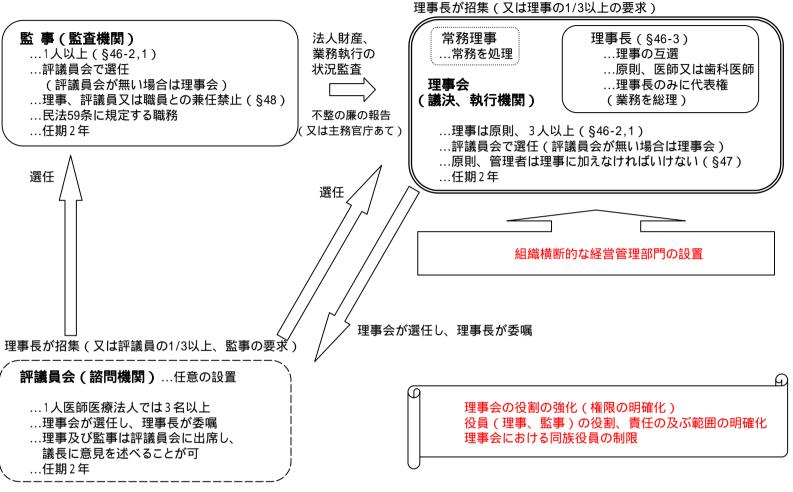
社員による代表訴訟制度の創設

組織横断的な経営管理部門の設置

理事会の役割の強化(権限の明確化) 役員(理事、監事)の役割、責任の及ぶ範囲の明確化 理事会における同族役員の制限

役員(理事、監事)は欠格事項あり(§46-2,2) 理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充が必要(§49)

医療法人財団(案)



役員(理事、監事)は欠格事項あり(§46-2,2) 理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充が必要(§49)

認定医療法人社団(案)

監事(監査機関)

- ...2名以上(親族等は1/3以下)
- ...社員の中から選任(社員以外からも可)
- ...理事、評議員又は職員との兼職禁止
- ...民法59条に規定する職務
- ...任期2年

選任

不整の廉の報告
(又は主務官庁あて)

理事長が招集(又は社員の1/3以上、監事の要求)

社員総会(議決機関)

- ...親族等、認定医療法人は1/3以下
- …社員総会の承認により社員となる (社員の資格として、法人への出資が求め られるものではない。)

株式会社など営利を目的とする法人は社員 になることができないものとする。

認定医療法人が社員となることができるものとする。

役員(理事、監事)は欠格事項あり(§46-2,2) 理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、 1月以内に補充が必要(§49) 理事長が招集(又は理事の1/3以上の要求)

常務理事

…常務を処理

理事会 (執行機関)

理事長(§46-3)

- …理事の互選
- ...非医師、非歯科医師も可
- ...理事長のみに代表権
- (業務を総理)
- ...理事は原則、6名以上(親族等、認定医療法人は1/3以下)
- ...社員の中から選任(社員以外からも可)
- ...原則、管理者は理事に加えなければいけない(§47)
- …任期2年

法人財産、

状況監査

選任

業務執行の

社員による代表訴訟制度の創設

組織構断的な経営管理部門の設置

理事会が選任し、理事長が委嘱

理事長が招集(又は評議員の1/3以上の要求

評議員会(諮問機関)

- ...12名以上(理事の数の2倍以上、親族等は1/3以下)
- ...理事会が選任し、理事長が委嘱
- ...理事、監事又は職員との兼職禁止
- ...理事長の諮問に応じ意見を述べる
- ...仟期2年

理事会の役割の強化(権限の明確化)

役員(理事、監事)の役割、責任の及ぶ範囲の明確化

理事会における同族役員の制限

外部専門家等の評議員会への参画

公認会計士、監査法人による外部監査義務付け

認定医療法人財団(案)

監事(監査機関) ...評議員会で選任

- ...2名以上(親族等は1/3以下)
- ...理事、評議員又は職員との兼職禁止
- ...民法59条に規定する職務
- ...仟期2年

法人財産、 業務執行の 状況監査

不整の廉の報告 (又は主務官庁あて)

理事会 (議決、執行機関)

常務理事

…常務を処理

理事長が招集(又は理事の1/3以上の要求)

- 理事長(§46-3) ...理事の互選
- ...非医師、非歯科医師も可
- ...理事長のみに代表権
- (業務を総理)
- ...理事は原則、6名以上(親族等は1/3以下)
- ...評議員会で選任(社員以外からも可)
- ...原則、管理者は理事に加えなければいけない(§47)

選任 ...仟期2年 選任 組織横断的な経営管理部門の設置 理事長が招集(又は評議員の1/3以上、監事の要求) / 理事会が推薦した者を理事長が委嘱

評議員会(諮問機関)

- ...12名以上(理事の数の2倍以上、親族等は1/3以下)
- ...理事会が選任し、理事長が委嘱
- ...理事、監事又は職員との兼職禁止
- ...理事長の諮問に応じ意見を述べる
- ...任期2年

理事会の役割の強化(権限の明確化)

役員(理事、監事)の役割、責任の及ぶ範囲の明確化

理事会における同族役員の制限

外部専門家等の評議員会への参画

公認会計士、監査法人による外部監査義務付け

役員(理事、監事)は欠格事項あり(§46-2,2) 理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充が必要(